

戸田市工事請負業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事で工事成績が特に優れている建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象とする工事は、表彰実施年度の前年度に完成した工事で、次のとおりとする。

- (1) 市が発注した請負代金額が500万円以上の工事で、戸田市工事検査実施要綱（平成29年告示第224号）第16条第2項に基づく工事成績の総評点が85点以上であるもの。ただし、当該工事の施工業者が当該年度に工事成績の総評点が75点未満の工事を施工している場合は、この限りでない。
- (2) 前号に定めるもののほか、戸田市公共調達審査委員会において特に表彰に値すると認めたもの
- 2 継続事業工事にあっては、最終完成年度の翌年度を表彰実施年度とする。
- 3 表彰は、同一業者が施工した工事で、表彰を行うべき工事の数が2以上あるときは、そのうち最も優れた工事について行う。
- 4 前項の場合において、工事成績の総評点が同点のときは、設計額の高い工事について表彰する。

(対象の除外)

第3条 表彰の対象となる施工業者が、次のいずれかに該当するときは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 当該年度に、戸田市契約規則（平成元年規則第14号）第33条に規定された違約金を徴収されたもの
- (2) 当該年度及び表彰日までに入札参加停止の処分を受けたもの
- (3) その他表彰することが不相当と認められるもの

(表彰の区分)

第4条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の表彰
- (2) 3年連続表彰
- (3) 5年連続ごとの表彰

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、戸田市公共調達審査委員会で審議し、市長が決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、年1回、市長が行う。

2 表彰は、表彰状を授与し、記念品を添えることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1項第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。